

海部土地改良区広報



海部土地改良区

〒498-0007

愛知県弥富市鎌倉町95

Tel (0567)65-5225

Fax (0567)65-5221

amatochi@salsa.ocn.ne.jp

木曾の水を育む
愛のある水郷



ごあいさつ

組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より海部土地改良区の運営並びに事業推進には格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度につきましては、宮崎県沖で発生した震度6の地震により多くの被害が発生し、それに伴い、国内で初めてとなる南海トラフ地震臨時情報が発令されたことで、改めて災害大国であることを思い出させる年となりました。

さらには、令和の米騒動と言われるほどの歴史的な米価の高騰により国産米の付加価値が高まる一方で、近年から続く世界情勢の不安定化に伴う物価の上昇は依然として収まる気配もなく、当土地改良区の維持管理費の増大も続いている状況でございます。



理事長 中野 治 美

そんな中、災害対策の拡充などを柱とした土地改良法の改正法が施行されました。土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化・頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図ることを目的とした内容となっており、土地改良事業の果たす役割の大きさを鑑みても、重要な法改正であると考えております。

また、管内におきましては、令和4年度より実施しております支線水路と揚水機場の改修事業にて、昨年度第一号となる揚水機場が愛西市早尾町に完成いたしました。

今後も円滑な事業推進と完工に向け、役職員一丸となり、精一杯努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ



愛知県農林基盤局長

下平 達也 様

入梅の候、中野治美理事長を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、愛知県における農業農村整備事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、木曽川用水施設の適切な維持管理と運用に御尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

近年、農業水利施設を始め、社会インフラの老朽化が深刻な問題となっております。昨年、四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」においては、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記され、本年4月1日には、その趣旨に即した「改正土地改良法」が施行されるなど、国も矢継ぎ早に対策を打ち出しております。

こうした中、木曽川用水地域においては、水資源機構営「木曽川用水濃尾第二施設改築事業」と県営「木曽川用水2期地区」により、いち早く対策に着手しているところでございます。木曽川用水が海部地域の大動脈として機能し続けるよう、関係機関の皆様との連携を強め、事業の着実な推進に努めてまいります。

また、国営造成施設を受託管理する改良区の維持管理費に対して補助を行う水利施設管理強化事業において、今年度の制度拡充により、水資源機構営施設も補助対象となり、木曽川用水地区が採択されました。これも偏に、木曽川開発連絡協議会の会長である中野理事長の要請活動のおかげであり、愛知県といたしましても、施設の適切な管理が行えるよう、今後とも支援してまいります。

最後になりますが、海部土地改良区の益々の御発展と皆様方の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。



愛知県海部農林水産事務所長

竹内 嘉章 様

新緑の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より海部農林水産事務所が進めております農業農村整備事業に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、木曽川用水施設の維持管理や運用、農業用水の安定供給にご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、当事務所では、木曽川用水に関連する施設の更新を行う地盤沈下対策事業木曽川用水2期地区を始めとする県営事業や、水資源機構営木曽川用水濃尾第二施設改築事業の受託事業等を実施しており、着実な進捗を図るよう鋭意取り組んでいるところでございます。また、近年の大規模な自然災害の増加に対応するため、農地防災事業も積極的に推進してまいります。

さらに、旧海部応急ポンプ管理センターの跡地を利用し、近年増加している大口径農業用水管の漏水事故に備えるため、復旧工事に必要な管材や接続部品等のスペア資材を備蓄する倉庫の建設等を今年度から進めてまいります。

最後に、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所長

津曲 孝一 様

初夏の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様には、平素より水資源機構木曽川中下流用水総合管理所の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、また、常日頃からきめ細やかな配水操作と施設維持管理にご尽力いただいておりますこと、心から敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

さて、木曽川用水総合管理所は、この4月より組織再編に伴い、新たに木曽川中下流用水総合管理所となりました。現在、施設の地盤沈下や老朽化の影響が著しい揚水機場及び支線水路について、施設の改築を目的とする木曽川用水濃尾第二施設改築事業に着手し、今年で4年目を迎えております。事務所名は変わりましたが、引き続き、海部土地改良区を始めとする関係者の皆様と連携し、着実な事業進捗を図って参りますので、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年度 通常総代会のご報告

第58回通常総代会

令和7年3月1日午前10時00分より第58回通常総代会が海部土地改良区会館大会議室において開催されました。総代現在総数70名中68名の出席があり、議長には津島市の日比野郁郎氏が選出され、提案した8議案はすべて可決承認されました。

【提出議案】

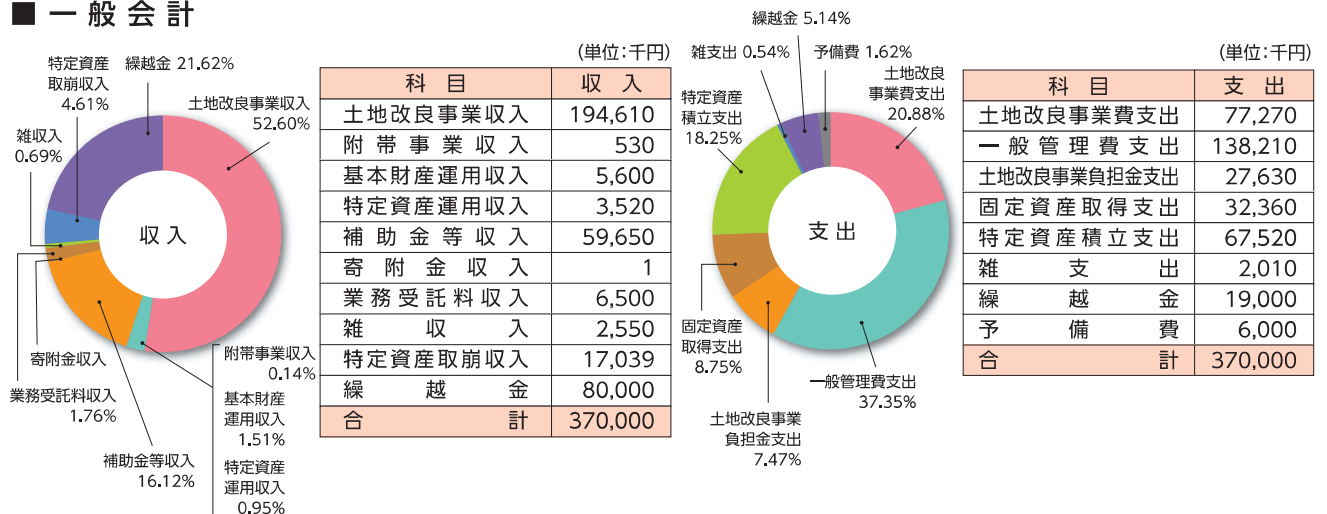
- 第1号議案 県営地盤沈下対策事業(新開唐臼地区)の施行申請議決について
 第2号議案 会計細則の一部改正について
 第3号議案 令和6年度一般会計収支補正予算について
 第4号議案 令和7年度賦課金の徴収方法及び時期について
 第5号議案 令和7年度決済金の額の決定について
 第6号議案 令和7年度一般会計収支予算について
 第7号議案 令和7年度収入現金の預金先について
 第8号議案 令和7年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について
 報告第1号 監査報告書
 報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について



令和7年度予算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

■ 一般会計



令和7年度 賦課金

令和7年度賦課金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

区 分		10a当り 賦課額(円)	付 記
経常賦課金	事務所費	2,100	全地域
	木曽川用水管理負担金	150	全地域
	管理委託揚水機場	50	揚水機点検費
	光西支線水路	1,220～2,980	地区ごとに単価は異なります
	内佐屋支線水路	940～2,610	
賦課金 特別	市江支線水路	1,100～2,920	地区ごとに単価は異なります ※立田葛木(新規)
	特定農業用管路特別対策事業費負担金	102～2,674	
	地盤沈下対策事業費(末端水路)負担金	157～1,368	

令和5年度 決算報告

■ 収支決算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)(単位:円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
土地改良事業収入	188,915,909	土地改良事業費支出	62,235,118
附 帯 事 業 収 入	538,760	一 般 管 理 費 支 出	97,674,452
基本財産運用収入	5,626,500	土地改良事業負担金支出	22,954,630
特定資産運用収入	132,185	固 定 資 産 取 得 支 出	2,431,385
補 助 金 等 収 入	25,801,088	特 定 資 産 積 立 支 出	41,631,727
寄 附 金 収 入	0	雑 支 出	0
業務受託料収入	6,050,000	繰 越 金	80,953,328
雑 収 入	407,874	予 備 費	0
特定資産取崩収入	6,685,000		
繰 越 金	73,723,324		
合 計	307,880,640	合 計	307,880,640

■ 貸借対照表

令和6年3月31日現在(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産	89,395,225	77,683,479	11,711,746
2 固 定 資 産	5,015,927,324	5,066,460,023	△ 50,532,699
3 繰 延 資 産	0	0	0
資産の合計	5,105,322,549	5,144,143,502	△ 38,820,953
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債	7,540,867	3,110,905	4,429,962
2 固 定 負 債	83,201,278	78,247,357	4,953,921
負債合計	90,742,145	81,358,262	9,383,883
III 正 味 財 産 の 部			
1 指定正味財産	2,327,646,246	2,389,700,266	△ 62,054,020
2 一般正味財産	2,686,934,158	2,673,084,974	13,849,184
正味財産合計	5,014,580,404	5,062,785,240	△ 48,204,836
負債及び正味財産合計	5,105,322,549	5,144,143,502	△ 38,820,953

■ 財産目録

令和6年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資 産 の 部		II 負 債 の 部	
1 流 動 資 産	89,395,225	1 流 動 負 債	7,540,867
2 固 定 資 産	5,015,927,324	2 固 定 負 債	83,201,278
3 繰 延 資 産	0	負債合計	90,742,145
資産合計	5,105,322,549	III 正 味 財 産 の 部	5,014,580,404

木曽川用水施設の事業実施状況

木曽川用水事業で造成した用水路やポンプ場などの農業用施設は、昭和40～50年代に造られたものが数多く残っており、地盤沈下や老朽化等の影響によって突発的な故障や漏水事故が多発しています。

そのため、水資源機構と愛知県の事業により順次改修工事を行っております。

なお、一部事業では組合員の皆さまに費用負担が発生します。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

■ 水資源機構営 濃尾第二施設改築事業

【事業期間 令和4年度～令和18年度】

【事業費負担割合 国 55%、県 40%、市町村 5%、組合員 0%】

区 分	施設名等	令和6年度事業内容		進捗率 (%)
		事業費(千円)	事業量	
支線水路	六條分線	1,174,000	管水路工 L=700m	10.7
	大宝支線		管水路工 L=400m	
	葛木分線		管水路工 L=400m	
	鍋田第2支線		管水路工 L=600m	
	鍋田第3支線		管水路工 L=300m	
揚水機場	早尾揚水機場	693,000	建屋及び機械器具設置	
	葛木揚水機場		仮設工及び機械器具制作	
	立田第2揚水機場		仮設工及び機械器具制作	

■ 県営 地盤沈下対策事業 木曽川用水2期地区

【事業期間 令和4年度～令和18年度】

【事業費負担割合 国 55%、県 40%、市町村 5%、組合員 0%】

区 分	施設名等	令和6年度事業内容		進捗率 (%)
		事業費(千円)	事業量	
支線水路	光西支線	161,114	用水路工 L=42m	3.7
揚水機場	諸桑揚水機場	438,885	建屋及び機械器具設置	
	光西揚水機場		建屋及び機械器具設置	
	本部田揚水機場		仮設工及び機械器具製作	

■ 県営 特定農業用管水路特別対策事業・地盤沈下対策事業(末端パイプライン改修)

【事業費負担割合：国 50%、県 44～36%、市町村 13～5%、組合員 1%】

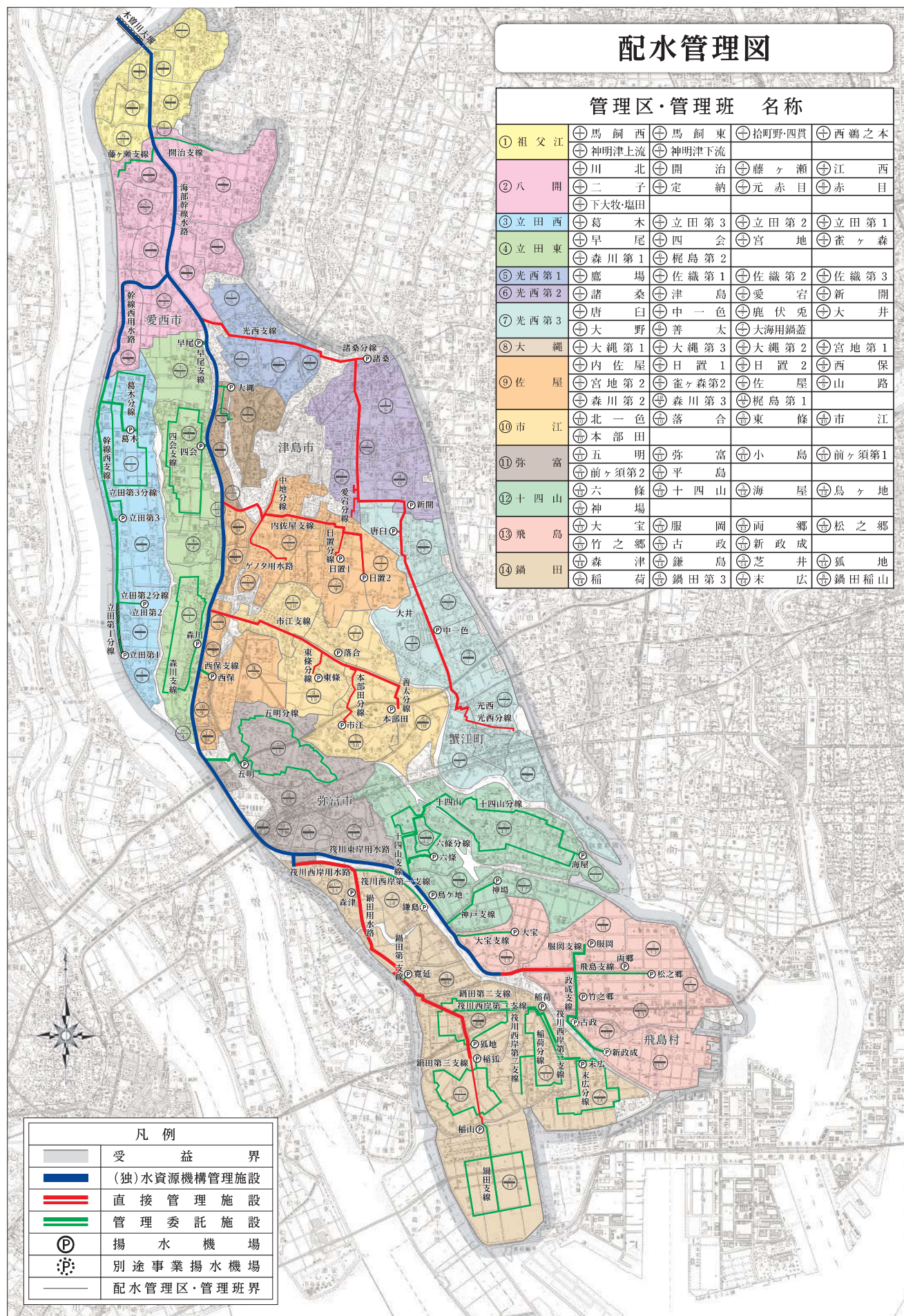
地区名	施設名等	予定工期 (年度)	令和6年度事業内容		進捗率 (%)
			事業費(千円)	事業量	
光 西	善太、大海用鍋蓋工区	H26年～R8年	39,999	管水路工 L=264m	82.8
立 田	立田第1、立田第2工区	H27年～R8年	76,956	管水路工 L=93m	99.3
芝 井	芝井工区	H28年～R7年	39,999	管水路工 L=655m	88.8
諸 桑	諸桑工区	H28年～R12年	39,999	管水路工 L=61m	40.4
中 一 色	中一色工区	H28年～R7年	115,000	管水路工 L=631m	98.3
両郷服岡	両郷、服岡工区	H29年～R9年	75,999	管水路工 L=1,168m	88.5
鍋田第3	鍋田第3工区	H29年～R8年	68,000	管水路工 L=1,034m	89.4
大 井	大井工区	H29年～R7年	172,499	管水路工 L=489m	89.5
落 合	落合工区	R2年～R9年	49,999	管水路工 L=197m	63.4
六 條	六條工区	R2年～R10年	165,999	管水路工 L=931m	35.3
楽 平	楽平工区	R5年～R12年	75,999	管水路工 L=261m	4.1
(新規) 立田葛木	立田第3、葛木工区	R6年～R20年	46,000	実施設計一式	0.01



旧管撤去状況



新管布設状況



事務局からお知らせ

令和7年度賦課金の納入について

毎年6月と8月に賦課金通知書を発行しています。納期限内完納にご協力ください。

- ◎ 経常賦課金は、土地改良区の運営事務費や支線水路、揚水機場等の維持管理に使われています。
- ◎ 特別賦課金は、各土地改良事業の負担金にあてるためのものです。

★ご注意ください

納期までに納入されない組合員には滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、**督促手数料**のほか、滞納の日数に応じての**延滞金**(金100円につき1日4銭)が加算されます。

★賦課金の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

ご希望の方は、徴収係までご連絡いただければ「振替依頼書」をお送りいたします。

※すでに口座振替をご利用の方は、振替日前に**預金残高の確認**をお願いします。

★現金で納付される場合

各種金融機関の窓口、ATM(現金自動預入払出機)にて納入できますが、別途振込手数料(本人負担)が必要となります。あいち海部農業協同組合をご利用の場合は、振込手数料は不要です。

★賦課金に関するよくあるご質問について

「用水を利用していない」「耕作をしていない」などの場合でも、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要経費を地区内の農地につき地籍割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

こんな時には届出が必要です！

組合員名義等の変更

- ① 組合員が死亡(相続)されたとき
- ② 権利(売買・交換・貸借等)を移転されたとき
- ③ 住所を変更したとき
- ④ 農業者年金受給により経営移譲されたとき

には、組合員資格得喪通知書による届出をお願いします。

※届出は組合員の義務となっております。

届出がない場合は、従来通り賦課が続きますので、ご注意ください。

【滞納賦課金は新しい権利者の負担になります】

賦課金が滞納されている土地を取得されますと、土地改良法第42条1項(権利義務の承継)により新しい権利者に支払いが義務づけられることになっておりますので、売買時には必ず賦課金の滞納の有無について、**当土地改良区**にお問い合わせください。(競売の場合も同様になります。)

農地転用(地区除外)をされる場合

- ① 農地転用(宅地、駐車場など)した場合
- ② 公共事業用地(道路、河川用地など)になった場合
- ③ 水田を畑にするなど用水を使用しなくなった場合

には、農地転用等の通知書による申請と農地転用決済金を納めてください。(決済金額 1㎡当たり 173円～325円)

※行政(農業委員会)への農地転用手続きをされましても、**当土地改良区**への手続きがされていない場合は、従来通り賦課が続きますのでご注意ください。

賦課台帳基準日が1月1日ですので、**手続きは12月末日まで**にお願いいたします。

各種申請書は、当土地改良区にありますのでご連絡ください。なお、ホームページからもダウンロードできます。<https://amatochi.com>



受益面積及び組合員数 (令和7年4月1日現在)

市町村	津島市	稲沢市	愛西市	弥富市	蟹江町	飛島村	他市町村	合 計
受益面積(ha)	340.20	150.52	2,254.90	1,608.02	51.08	592.68	—	4,997.40
組合員数(人)	860	408	3,338	1,897	215	554	1,143	8,415

表紙の
写真



愛西市内で生産されている落(ふき)

落は大きな丸い葉と長い茎が特徴的な日本原産の野菜です。古来より栽培され、茎の長さは1メートル前後のものから、2メートルを超えるものもあり、春の風物詩として親しまれています。

国内の主な産地は愛知県や群馬県、大阪府などが挙げられますが、中でも愛知県は産出額が全国1位であり、シェアの37.5%を占めています(2023年度実績)。流通している主な品種は愛知早生といい、やわらかく食べやすいため、煮物やきんぴら、炊き込みご飯などで春の食卓を彩ります。